

平成30年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成30年9月13日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年9月13日(木) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時37分

閉会 午前10時31分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	沓澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
9番	高橋 敬悦	17番	水戸 義昭
10番	高橋 伸太郎	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
11番	姉崎 与志弘	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

2番	宮原 正明
7番	能登 公平
8番	藤谷 清志

3) 遅刻した委員

5番	伊藤 秀郎
----	-------

19名中15名出席
(午前9時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第6号 第4回専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

3. 議 案

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第27号 非農地証明願いについて

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時37分 委員総数19名中ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、2番 宮原 正明 委員、7番 能登 公平 委員、8番 藤谷 清志 委員です。</p> <p>また、5番 伊藤 秀郎 委員より開会時刻に遅れる旨の申し出がされております。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、13番 加藤 エリ子 委員、14番 高橋 忠雄 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p>

<p>議 長</p>	<p>(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第6号 第4回専門委員会の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(4番 沓澤 弥 委員、挙手)</p> <p>4番 沓澤 弥 委員。</p>
<p>議 長</p>	<p>(第4回専門委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第6号 第4回専門委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は9件、面積12,597 m²であります。解約理由は、整理番号31号、32号は高齢化による解約、33号から36号は所有者の都合によるため、37号、38号は第三者に所有権移転するため、39号は契約内容を変更するための解約となっております。</p>

議 長	<p>報告は以上であります。</p> <p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成 30 年 9 月 13 日提出。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定は 1 件、面積 2,548 m²であります。申請事由は相手方の要望となっております。次に 5 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 3 件、面積 12,326 m²であります。申請事由は申請番号 28 号、29 号は経営拡張、申請番号 30 号は生前贈与、売買価格は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 23 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤班長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 9 月 13 日提出。</p> <p>議案書 7 ページから 11 ページをご覧ください。経営基盤強化促進法利用権設定は、賃貸借権が 16 件、面積は 85,453 m²であります。新規の設定は 2 件、再設定が 14 件であります。使用貸借権設定は 2 件、面積は 4,678 m²であります。新規の設定は 1 件、再設定が 1 件であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第24号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主査</p>	<p>議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成30年9月13日提出。</p> <p>議案書13ページから15ページをご覧ください。今月の申請件数は、賃貸借権設定が1件、所有権移転が2件です。</p> <p>はじめに賃貸借権設定申請番号4号を説明します。議案付属資料は46ページから56ページをご覧ください。申請内容は、申請地を借り受けて陸砂利を採取するための一時転用です。申請地は、字福島開7番、8番、9番、湯沢市役所から南西へ約3.4km、市立山田中学校から南東へ約1.4kmの福島集落の南側に位置しており、東側は水路、西側は道路、南・北側は田に接しています。農地区分は農用地区域内農地であります。事業計画は、深さ6m、9,160㎡を掘削し、陸砂利44,543㎥を採取する予定です。事業費は、用地借上経費1,832,000円、造成・整地費2,290,000円、施設・建物建設経費200,000円、測量・登記経費100,000円、その他搬入経費15,578,000円、合計20,000,000円で、すべて自己資金となっております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。また、期間内に復元工事を行うこととしており、復元資金についても自己</p>

資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区からは管理施設使用許可、隣接者からは工事の同意を得ております。すでに許可している【指令湯農委-29605】【指令湯農委-29609】については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく施行令第11条第1項第1号に該当することから許可相当が妥当と考えられます。

次に所有権移転申請番号6号を説明します。議案付属資料5ページから14ページをご覧ください。申請内容は、既存の二次製品置場が手狭となり、また冬期間は除雪に支障があることから、申請地を取得して二次製品の置き場とするための転用です。申請地は、古館町32番、35番、224番9、36番1、37番2、38番2、湯沢市役所から北西へ約900m、湯沢インターから東へ約700mに位置し、東・北側は宅地、西側は田、南側は河川に接している。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域準工業地域であることから第3種農地と判断しました。事業計画は、隣接する宅地・雑種地4,981.72㎡を一体として利用し、レベルを合わせるため高さ1.8m、盛土量2,600㎡の造成工事を行い、二次製品置き場700㎡、駐車スペース100㎡、通路・法面・緩衝地・雪寄せ場5,631.72㎡。事業費は用地取得費4,836,200円、造成・整地費6,000,000円、測量・登記経費300,000円、となっております。資金計画については、全額自己資金となっており、残高証明書で確認しております。被害防除計画については、東・北側は既存宅地・雑種地にすり付け、西・南側は河川境界から2.2mの緩衝地を設けて法面処理を行い、二次製品は既存ブロック塀のある北側に配列することとしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、第3種農地であります。隣接する土地と合わせて6,431.72㎡に二次製品や駐車スペースとして利用する面積が800㎡で未利用地が広いように思われますが、奥行きが長く、かつ奥へ行くにつれて狭くなることや、二次製品の搬入・搬出に大型車両が使用されるため旋回スペースも必要であることからやむを得ないと考えます。

次に所有権移転申請番号7号を説明します。議案付属資料15ページから26ページをご覧ください。申請内容は、事業を拡大して育苗事業を展

開することから、必要な関連機械装置・資材置場・作業スペースを確保できる施設を建設するための転用であります。申請地は、市立三梨小学校から南東に約 0.7km、市立稲庭小学校から北西に約 3.1km の新処集落内に位置し、東・北側は道路、西側は水路、南側は宅地、に接しております。農地区分は、西側に基盤整備がされている農地との間の高低差や大きな用水路があることから、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。事業計画は、育苗施設（軽量鉄骨のハウス）453 m²、通路・雪寄せ場等 1,038 m²を建設・整備します。事業費は用地取得費 1,500,000 円、造成整地費 8,960,000 円、施設・建物建設経費 11,722,000 円、設計費 100,000 円、測量・登記経費 300,000 円、搬入費等諸経費 100,000 円、合計 22,682,000 円。資金計画は自己資金 2,107,000 円、借入金 11,000,000 円、補助金 9,575,000 円となっております。被害防除計画は、育苗施設の周りに十分な緩衝地を設けて、被害が発生しないようにすることとしております。また、汚水・生活雑排は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可相当の理由として、農地以外の土地や第 3 種農地を探しましたが、申請地ぐらいの面積を確保することができずやむを得ず申請地を選定することになりました。また、第 2 種農地ではありますが、不許可の例外である農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するため行われるものであることから、施行令第 4 条第 2 号イに該当するものと考えます。

説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、6 番 高橋 廣尚 委員から報告願います。

議長

(6 番 高橋 廣尚 委員、挙手)

6 番 高橋 廣尚 委員。

7 番

議案第 25 号の現地確認について報告いたします。

	<p>8月29日、7番 能登 公平 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>5番 伊藤 秀郎 委員の着席をお願い致します。</p> <p>(5番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前10時10分)</p>
議 長	<p>議案第25号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
16番	<p>所有権移転申請番号7号の資金計画で補助金を利用するようだが、その補助率はどれだけか。</p>
高橋主査	<p>補助対象経費の50パーセントとなっております。</p>
議 長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第25号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（県知事処分）」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（高橋主査、挙手）</p> <p>高橋主査。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>（議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（県知事処分）」、朗読説明）</p> <p>議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（県知事処分）」農地法第 5 条の規定による許可申請書を受理したので、同法施行令第 15 条第 2 項の規定により意見書を付し、知事に送付する必要があるため意見を求める。平成 30 年 9 月 13 日提出。</p> <p>議案書 17 ページから 18 ページをご覧ください。今月の申請件数は、所有権移転が 1 件です。</p> <p>所有権移転申請番号 8 号を説明します。議案付属資料は 27 ページから 45 ページをご覧ください。申請内容は、事業の拡大により従業員数が増加し駐車場が不足したことから駐車場の増設と、建物（工場・倉庫）を増設するための転用であります。申請地は、下湯沢駅から北東に約 0.9km、湯沢インターから北西に約 4km の湯沢工業団地の東側に位置し、東側は田、西側は道路、南・北側は水路に接している。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。事業計画は、申請地に接する水路や道路も合わせて一体として整備することとし、盛土高約 0.8m、土量 21,600 m³の造成工事を行い、従業員増加による駐車場整備（約 350 台分、通路含む）12,059 m²、臨時駐車場（未舗装）7,727 m²、工場・倉庫棟 1,787 m²、緑地、付け替えの市道等 3,301 m²を建設・整備します。事業費は用地取得費 27,200,000 円、造成整地費 160,000,000 円、施設・建物建設経費 500,000,000 円、設計費 4,000,000 円、測量・登記経費 6,000,000 円、合計 697,200,000 円で、資金計画は全額セイコーエプソン株式会社からの借入となっております。被害防除計画は、東側は法面処理し防草シートで保護、西側は側溝を設置と法面処理、南側は付け替え道路と緑地帯を整備し、敷地界を法面処理、北側は付け替え道路を整備し敷地界を法面</p>

	<p>処理することとしております。また、南側に家屋の目隠しと防音のためのフェンスを設置し、汚水・生活雑排は合併浄化槽、雨水は水路放流により処理することとしております。許可相当の理由として、申請は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」第5条第1項に規定する実施計画に基づき同条第2項第1号に規定する産業導入地区内において同条第3項第1号に規定する施設を整備するために行われるものであり、施行令第4条第1項第2号へ（1）に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 高橋 廣尚 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>（6番 高橋 廣尚 委員、挙手） 6番 高橋 廣尚 委員。</p>
7 番	<p>議案第26号の現地確認について報告いたします。</p> <p>8月29日、7番 能登 公平 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第26号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
1 6 番	<p>従業員の増加は何人を予定しているのか。</p>
高橋主査	<p>計画では、100人以上となっております。</p>
6 番	<p>計画には350台分の駐車場となっております、増加予定人数を大きく上回るようだが。</p>

高橋主査	雇用形態の違いがありますが、正規社員、契約社員、派遣社員と従業員数が多く、駐車場不足の解消も含まれております。
16番	現在の従業員数は何人か。
高橋主査	約1,000人であります。
議長	<p>ほかにご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、議案第26号について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可相当とする意見を付して知事に送付することにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第27号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
議長	高橋主査。
高橋主査	<p>(議案第27号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第27号「非農地証明願いについて」、農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。平成30年9月13日提出。</p> <p>議案書20ページ、議案付属資料57ページから60ページをご覧ください</p>

	<p>い。申請番号3号は、昭和40年ころから山林として使用し、付近の山林と一体となったため、今回の申請となりました。申請土地は、皆瀬字上生内40ほか13筆、畑12筆で3,773.42㎡、田2筆で824㎡となっております。次に、申請番号4号も同様に、昭和40年ころから山林として使用し、付近の山林と一体となったため、今回の申請となりました。申請土地は、皆瀬字高山1ほか12筆、地目は畑、面積9,842㎡となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 高橋 廣尚 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 高橋 廣尚 委員、挙手) 6番 高橋 廣尚 委員。</p>
7 番	<p>議案第27号の現地確認について報告いたします。 8月29日、7番 能登 公平 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。 ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請地は周辺山林と一体化していることから、農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第27号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第27号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第27号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p>

	<p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p>
--	----------------------------------

(午前10時31分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年9月13日

議長 半田好廣 

署名委員 13番 加藤エリ子 

署名委員 14番 高橋忠雄 